

茨城県低公害車購入方針

1 目的

環境負荷の少ない循環を基調とする地域社会を目指し、低公害車の普及を促進するため、県の率先行動として、低公害車を積極的に購入する方針を定める。

2 対象

県の全ての車両。

ただし、一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車及び貨物自動車（共に乗車定員 10 名以下のものに限る。）であって、普通自動車、小型自動車、軽自動車であるもの。）とし、警察本部車両については、業務に支障のない範囲で対象とする。

3 低公害車の定義

(1) 低排出ガスかつ低燃費自動車

「低排出ガス車認定実施要領」（平成 12 年運輸省告示第 103 号）の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合し、かつ「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく燃費目標基準値を満たすガソリン、天然ガス及びLPガス自動車

(2) 電気自動車

蓄電池式電気自動車や燃料電池自動車など電気で駆動する自動車

4 基本方針

(1) 公用車の効率的な利用を促進し、購入台数の抑制に努める。

(2) 購入する一般公用車については、原則として、低公害車とする。

(3) 購入する車両が低排出ガスかつ低燃費自動車の場合には、使用実態や用途を十分考慮して適正な排気量のものを選択することとし、原則として 1500cc クラス以下とする。ただし、購入前の車両の排気量が 1500cc クラス以下の場合には、購入後の排気量がそれを上回らないものとする。なお、選定に当たっての優先順位は、別表のとおりとする。

(4) 一般公用車以外についても、可能な限り環境負荷の少ない車両から優先して購入するものとする。

5 その他

(1) 本方針は、車両の技術開発の状況等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

(2) 本方針の実施に関して、必要な事項は別に定める。

6 適用時期

「茨城県低排出ガス低燃費自動車購入方針」を平成 19 年 3 月 7 日から適用する。

「茨城県低排出ガス低燃費自動車購入方針」を平成 24 年 2 月 23 日に廃止する。

「茨城県低公害車購入方針」を平成 24 年 2 月 23 日から適用する。

一部改正した「茨城県低公害車購入方針」を平成 24 年 10 月 24 日から適用する。

別表

		燃費レベル				
		平成 27 年度 燃費基準 +5%～+20% 達成車	平成 27 年度 燃費基準 達成車	平成 22 年度 燃費基準 +20%達成車	平成 22 年度 燃費基準 +10%達成車	(左記に 該当なし)
排 出 ガ ス 低 減 レ ベ ル	平成 17 年 75%低減	1	3	5	7	
	平成 17 年 50%低減	2	4	6	8	
	平成 12 年 75%低減					
	(上記に該 当なし)					

(凡例)

 購入方針のうち低排出ガスかつ低燃費自動車の範囲

1～8 は購入の優先順位